

第14回日本・シンガポール・シンポジウム 鷲尾外務副大臣基調講演

1 冒頭

チー・ホンタト外務担当兼運輸担当上級国務大臣、
塩崎日シンガポール友好議員連盟会長、
トミー・コー共同議長、
佐々江共同議長、
並びに御列席の皆様、

外務副大臣の鷲尾英一郎です。本日は、日本・シンガポール・シンポジウムにおいて御挨拶の機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

この官民参加のシンポジウムは、1995年の開始以来、両国の協力関係の幅を広げ、相互理解を一層増進する重要な役割を果たしてきました。本年はオンライン開催となりましたが、コロナ禍においても、このシンポジウムの重要性は益々大きくなったと思います。日本政府を代表し、日シンガポール双方の関係者の皆様の御尽力に御礼申し上げます。

本日は、私から3点お話したいと思います。第一に、不確実性と厳しさを増す国際情勢について、第二に、そうした中で、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性といった基本的価値や原則の重要性が、ASEANを含む多くの国々によって強調されるようになった最近の流れについて、そして第三に、そうした基本的価値や原則の実現のために、日シンガポール両国の協力を、どうやってこれまで以上に強化していくべきかについて述べたいと思います。

2 不確実性と厳しさを増す現下の国際情勢

現在、世界はより複雑で不確実になってきており、新型コロナが、そうした傾向を増幅させています。

例えば、自由、民主主義、法の支配、市場経済等の基本的価値や原

則が脅かされ、さらに、政治的動機により操作された言説や偽情報によって一層その傾向に拍車がかかっています。

また、基幹インフラに対するサイバー攻撃、最新技術の窃取、顔認証技術による過度の監視といったデジタル技術の悪用など、新たな挑戦がコロナ禍の中で一層浮き彫りになっています。特に、安全で信頼できる5Gネットワークの構築は急務です。

さらに、地域においては、安全保障環境は厳しさを増しています。東シナ海及び南シナ海では、一方的な現状変更の試みが継続・強化されており、深刻に懸念しています。特に中国の海警法は、曖昧な適用海域や、武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題のある規定を含んでおり、深刻に懸念しています。

また、北朝鮮が、安保理決議に違反して、核・ミサイル能力を引き続き向上させていることを強く懸念しています。北朝鮮に対し、安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄（CVID）の実現に向けた具体的行動をとるよう強く求めます。さらに、北朝鮮による拉致問題は重大な人権侵害であり、菅内閣の最重要課題です。早期解決に向け、全力で取り組んで来ています。

3 「インド太平洋に関するASEANアウトルック」と「自由で開かれたインド太平洋」の考え方の広がり

このように不確実性と厳しさを増す国際情勢の下にあって、前向きなビジョンを示し、できるだけ多くの国がそれに向けて協力していくことが必要です。日本は、世界人口の半分を擁し、世界経済の成長のエンジンであるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を構築するとのビジョンを示しています。これは、ASEAN、そしてますます多くの国々によって共有されつつあります。日本としては、引き続き、

①法の支配、人権、自由貿易といった国際社会の基本原則の普及と定着、

②連結性などを通じた経済的繁栄、

③海洋安全保障を含む平和と安定のための取組、

の3つの柱の下で、自由で開かれたインド太平洋（フオイツプFOIP）の実現に向けた取組を各国と協力して進めてきています。

そして、インド太平洋のハブに位置するASEANは、自らが歩むべき道として「インド太平洋に関するASEANアウトルック」エーオーアイビー（AOIP）を2019年に発出しました。ここには、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性がASEANの行動原理として力強く謳われています。これは、日本が推進するFOIPと多くの本質的な共通点を有しており、非常に心強く感じています。昨年11月にはAOIPの実現に向けた日本とASEANの協力に関する首脳共同声明が採択されました。同声明では、AOIPとFOIPが、地域の平和と協力を推進する上で本質的な原則を共有していることを確認しました。その上で、AOIPに示された主要政策分野である海洋協力、連結性の強化、持続可能な開発目標（SDGs）、経済の分野で、日本とASEANの協力を一層深化することに合意しました。

これまで日本は、FOIPの考え方を共有すべく世界各国と話し合ってきましたが、多くの国から支持や賛同を得ています。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するというビジョンへの支持が、世界的に大きくなりつつあることを実感しています。

4 日シンガポールの協力

それでは、こうしたFOIPやAOIPに共通する基本的価値や原則の実現に向けて、日シンガポールの協力は、今後、どのような方向に向かっていくべきでしょうか。

私は、特に以下の3つの分野で協力を深化させていくべきと考えています。

第一に、両国は、法の支配、航行の自由、自由貿易といった基本的原則を国際社会に普及・定着させていく努力を国際的にリードしていくべきです。両国はこうした価値を共有した同志国ですが、国際社会でも稀有な発信力を有するシンガポールとの協力が重要であると考えています。特に、インド太平洋地域は、自由貿易のルール

を根付かせ自由で公正な経済圏を拡大していく余地がまだまだ大きいと認識しており、ポスト・コロナの国際貿易・投資の促進、新たなルール作り等の分野で、両国の協力を強化していくことが不可欠です。

第二に、両国は、地域の連結性向上に向けた取組を推し進めていくべきです。既に両国は、第三国でのインフラ開発協力の実現に取り組んでいます。昨年8月以降、日本側国交省、シンガポール側インフラストラクチャー・アジア共催の官民セミナーが行われて、具体的な協力案件の形成・促進が目指されています。

さらにコロナ禍において、デジタル技術やサプライチェーンの強靱化等の必要性が明らかになりました。資源の乏しい両国にとっては死活問題であり、危機に強い経済の構築に向けて、ルール形成を含めて、共に取り組んでいく必要があります。

第三に、両国は安全保障分野の協力を一層推進していくべきです。既に行われている自衛隊艦艇による寄港や親善訓練を継続し、シンガポールに情報共有センターを置くアジア海賊対策地域協力協定（R e C A A P^{リキヤップ}）やシンガポール海軍が設置した情報融合センター（I F C）における協力を含め、海洋分野の協力についても、今後強化させたいと考えています。

また、両国間の協力枠組みとして、第三国に対する技術協力である「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（J S P P 2 1^{ジェイエスピービー}）」があり、1994年より、ASEAN諸国を中心とした行政官等に対して、海洋法や海上安全管理の研修を実施しており、今後も、FOIPやAOIPの実現に向けて、地域の能力構築に両国で貢献していきたいと考えております。

5 結語

新型コロナウイルスという未曾有の危機により、国際社会の不確実性が一層拡大しています。そうした中で、本日申し上げたことを踏まえ、日本とシンガポールが協力して、国際社会が直面する諸課題に率先して取り組んでいくべきであると考えています。そして、本日のシ

ンポジウムでの議論が、両国の協力を加速する端緒となることを祈念して、私からの御挨拶とさせていただきます。

ご静聴、ありがとうございました。